

(件名)

台風第15号による被害等への県の対応について【第1報】
(9月8日14時00分現在)

1 県等の現在の対応

(1) 被災市町への職員の応援派遣【危機管理部】

- ・要請のあった牧之原市及び吉田町への県内他市町からの応援を調整中

(2) 支援制度のホームページ掲載【危機管理部、総務部】

- ・被災者向けの県の支援制度について、県ホームページへの掲載を準備中

(3) 住宅被害への支援【危機管理部、くらし・環境部】

- ・9月8日(月)、り災証明書の発行に必要な住家被害認定調査に係る市町担当者向け説明会を開催
- ・災害救助法に基づき、市町が実施する被災住戸への応急修理について、関係団体と連携して支援を実施中

(4) 災害対策士業連絡会による専門家派遣【危機管理部、くらし・環境部】

- ・災害対策士業連絡会と県の協定に基づく市町への士業派遣希望について、市町に照会
- ・牧之原市における災害対策士業連絡会による相談窓口の設置
- ・9月10日(水)、令和7年台風15号竜巻・水害生活再建説明会(オンライン)の開催

(5) 一般旅券発給手数料の減免【企画部】

- ・災害救助法の適用となる市町に住民票を有し、又は、被災当時に住民票を有していた方で、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた方の一般旅券発給手数料の減免措置を実施

(6) 災害に伴う県税の期限延長・減免【財務部】

- ・災害により被害を受けられた方の県税について、期限延長・減免などの負担軽減措置に係る相談対応を実施

(7) 建築関係手数料の減免【くらし・環境部】

- ・被災建築物の建替え等を行う場合、県受付分について、建築確認や仮設建築物許可などの申請手数料の減免措置を実施

- (8) **県営住宅被害への被害への対応【くらし・環境部】**
- ・ 榛原団地における全住棟3棟及び集会場の窓ガラス破損を復旧準備中、また同団地における駐輪場全壊について復旧準備中
- (9) **保健師の派遣【健康福祉部】**
- ・ 牧之原市からの要請を受け、停電時の熱中症対策として集中巡回等を行うため、9月8日(月)～10日(水)の間、県の保健師を1日当たり10人派遣
- (10) **令和7年台風第15号災害静岡県義援金の募集【健康福祉部】**
- ・ 9月9日(火)から12月8日(月)まで県義援金を募集
 - ・ 募集した義援金は「静岡県災害義援金募集・配分委員会」において、各市町の被害状況に応じて配分
- (11) **農地森林・農業用施設等の災害復旧【経済産業部】**
- ・ 農地：農地、農業用施設等の被害について、市町と協力して被害状況を調査中
 - ・ 林地：災害関連緊急治山事業による対応を含め、各農林事務所で被害状況を調査中
- (12) **農林水産業者や中小企業者の支援【経済産業部】**
- ア 県制度融資「静岡県農林水産業災害対策資金」の発動
- ・ 9月8日(月)から被害を受けた農林水産業者を対象に県制度融資「農林水産業災害対策資金」を発動し、緊急的な金融支援を実施
 - ・ 農林水産業者に対し低利の資金を供給することにより、経営の安定化を図る
- イ 県制度融資「中小企業災害対策資金」の発動
- ・ 9月8日(月)から被害を受けた中小企業者を対象に県制度融資による低利融資を発動
 - ・ 中小企業者に対する円滑な資金供給を行うことで災害の影響を受けた中小企業者の事業継続を支援
- (13) **県有地の提供【交通基盤部】**
- ・ 牧之原市に対して、榛原港海岸の駐車場及び国道473号の事業用地(東名北側)をがれき置き場として使用することを承諾
 - ・ 災害復旧を優先するため、契約済みの工事等について、一時中止措置等の対応に関する通知を事務所へ発出
- (14) **被災地における救助活動等【警察本部】**
- ・ 停電に伴う各種交通対策
 - ・ 牧之原市等の竜巻・突風被災箇所におけるパトロール
 - ・ 各種広報媒体により防犯・悪質詐欺商法等の注意喚起
 - ・ 災害に対する偽・誤情報対策

(15) 被災者支援

- ・ 県から牧之原市に対して、り災証明発行のタイミングで、生活再建支援金、住まいの緊急修理、応急修理、みなし仮設への入居、土業の相談窓口等をワンストップ対応出来る総合相談窓口の設置を提案し、快諾された。
- ・ 今後、静岡県弁護士会等の協力を得て、総合相談窓口の設置を行う。
- ・ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターを9月7日（日）正午に開設し、県社会福祉協議会及び県ボランティア協会が運営する。